

保険金受取人に関する規定の理論的課題とその検討

専修大学

遠山 聡

1. はじめに

平成20年の保険法制定にあたり、従前の商法における規定の見直しがなされた。保険法施行後9年を経過し、保険法の理論的側面や実務対応など、改めて検証することが望ましい時期となっている。本報告は、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約の各分野において、保険法施行後の議論や裁判例の動向などを振り返りつつ、保険法の諸規定の意義や論点に関する検討を行うことを目的とするものであるが、ここではとりわけ保険金受取人に関する諸規定に焦点を当てて、理論的課題を整理した上で、若干の検討を行う。

2. 保険金受取人の変更

保険法43条は、改正前商法の規律を修正し、保険契約者は、原則として保険金受取人の変更権を有することとして(1項)、そのうえで受取人変更の方法を保険者に対する通知とし(2項)、この通知が保険者に到達したことを条件として、その発信時に遡って受取人変更の効力が生じるものと規定するとともに、通知の到達前になされた保険給付を有効として保険者の二重払いのリスクに配慮する規律が設けられた。保険金受取人の変更は、さらに、遺言によってもすることができることが規定され(44条1項)、判例学説における議論は立法的に解決されたが、若干の問題も生じうる。

保険法43条1項および44条1項は、いずれも任意規定であり、これとは異なる約定も可能である。同43条2項は性質上強行規定であると解されているが、従来の実務のように保険証券への承認裏書あるいは保険者の同意を要求することは可能か、など議論がある。このような受取人変更方法の限定は、保険金請求権の帰属をめぐる紛争の解決や法的安定性を確保することを目的としたものであることはいうまでもないが、他方で、保険契約者の意思は明確であるものの、形式的な要件を欠くために受取人変更の効力を否定せざるを得ないケースが増えることは否めない。たとえば、遺言の方式を欠くために有効な遺言と評価できない、受取人変更のための必要書類を記入して発送する直前に死亡するなどのケースである。また、遺言が有効であっても、遺言の内容が保険金受取人の変更であるか明確でないなどのために受取人変更の効力の有無について疑義が生じる場合も考えられる。最近の下級審裁判例においても、保険法施行前に締結された契約については、これらの要件を満たさない受取人変更を認めた事案も散見されるところであり、施行後の契約との取り扱いの違いにも留意する必要がある。

3. 保険金受取人の権利 — 保険金請求権の固有権性

第三者のためにする生命保険契約において、保険金請求権は保険金受取人の固有の財産であるという考え方は、保険法に明文の規定は置かれていないものの、通説であり判例として確立している。自己のためにする生命保険契約と第三者のためにする生命保険契約とは、保険契約者と保険金受取人が同一人であるか別人であるかによる区別であるが、保険

金請求権の固有権性という観点で問題となるのは、被保険者と保険金受取人とが異なるか否かである。これらが異なる場合には、保険金受取人として取得する保険金請求権は、保険金受取人の固有財産であるが、これらが同一人であれば、被保険者の相続財産に属するものとの理解が一般的である。しかしながら、自己のためにする生命保険契約においては、保険金請求権が被保険者兼保険金受取人の相続財産に属することになるのかは、少なくとも理論上は自明のことではない。

たとえば、生命保険および生命共済の約款実務においては、保険金受取人の先死亡（保険法 46 条）に対応する形で、被保険者と保険金受取人の同時死亡に関する規定が置かれることがある。このような規定が置かれなくても、判例を踏まえて先死亡と同様の処理がなされることになると思われる。他方で、自己のためにする生命保険契約の場合には、同時死亡と類似する状況であるにもかかわらず、その法定相続人は相続により承継取得されることになる。両者の違いは、必ずしも疑義がないものとはいえないように思われる。

保険金請求権の固有権性の帰結として、特別受益の持戻し（民 903 条）や遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求。民 1042 条以下）に関する相続法の規定は適用されない、とするのが判例であるが、共同相続人間の公平という見地から類推適用の余地を認めている。しかしながら、どのような場合に類推適用され、持戻しが認められることになるのかなど、その判断枠組みや判断要素など必ずしも明らかではない点も指摘される。

4. 介入権制度

差押債権者等による生命保険契約の解除を認める判例を前提として、被保険者に扶養される立場にある保険金受取人の生活保障や、被保険者の加齢や健康状態の悪化に伴う生命保険への再加入の困難を回避することを目的とする立法的な措置として創設されたのが、いわゆる介入権制度である（保険法 60 条以下）。介入権制度を利用するためには、介入権者である保険金受取人に一定の資力や資金調達の可能性が必要であることや、介入権の対象となる保険料積立金のある死亡保険契約については、債権者等による解除権行使以前に契約者貸付が限度額いっぱいまで行われていることも想定され、その実効性や実務上の意義についても検証する必要がある。また、一方当初から指摘されていたように、介入権行使がなされても保険契約者の変更は生じないため、他の債権者による再度の差押えのリスクが存在し、介入権行使後、速やかに保険契約者の変更手続をとる必要があることで、実際にはどれほどの問題状況を生じさせたかなどの課題もあらためて確認しておく必要がある。解釈上の問題としても、介入権者の範囲や、養老保険契約などの生死混合保険契約の取り扱い（満期保険金受取人に介入権行使を認めるか）などについて、議論のある状況である。